

市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 12 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第 1 号

市長の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第 1 条 この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」という。）の給料月額は、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 6 号。以下「特別職条例」という。）第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、500,000 円とする。

(手当の特例)

第 2 条 6 月及び 12 月に支給する市長の期末手当の額は、特別職条例第 3 条第 2 項の規定において準用する職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、それぞれ 1,000,000 円に、給与条例第 20 条第 1 項に規定する基準日以前 6 箇月以内の期間における市長の在職期間の同条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 市長には、特別職条例第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、地域手当を支給

しない。

（退職手当の特例）

第 3 条 市長には、特別職条例第 4 条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 市長の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、第 1 条の規定にかかわらず、247,775 円とする。

3 市長には、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 6 月及び同年 12 月の期末手当を支給しない。